

平成20年10月31日

山口県報号外第67号別冊

# 山口県人事行政の運営等の状況

## 〈 目 次 〉

I 山口県人事行政の運営の状況	1
1 職員の任免及び職員数等の状況	1
(1) 採用・退職等の状況	1
(2) 退職者の再就職の状況	1
(3) 職員数の状況	4
2 給与等の状況	6
(1) 総括	6
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	7
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	10
(4) 職員の手当の状況	11
(5) 特別職の報酬等の状況	18
(6) 公営企業職員の状況	18
3 勤務時間その他の勤務条件	27
(1) 一般職員の勤務時間	27
(2) 年次有給休暇	27
(3) 特別休暇等	27
(4) 介護休暇	28
(5) 育児休業等	28
4 分限及び懲戒処分の状況	29
(1) 分限処分者数	29
(2) 懲戒処分者数	29

5	服務の状況	30
	(1) 職務に専念する義務の免除	30
	(2) 営利企業等への従事許可	30
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	31
	(1) 研修の状況	31
	(2) 勤務成績の評定の状況	32
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	33
	(1) 保健の状況	33
	(2) 福利厚生	33
	(3) 公務災害補償	34
<b>II 山口県人事委員会の業務の状況</b>		35
1	職員の競争試験及び選考の状況	35
	(1) 職員の競争試験の状況	35
	(2) 選考の状況	36
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況	38
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況	43
4	職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	43

# I 山口県人事行政の運営の状況

## 1 職員の任免及び職員数等の状況

### (1) 採用・退職等の状況（平成19年度）

#### ア 採用

区 分	試 験					選 考 採 用	計
	上 級	中 級	初 級	保健師 看護師 等	警察官		
一般行政職等	58人		18人	2人		20人	98人
医 療 職	4人			35人		17人	56人
教 育 職						190人	190人
警 察 職					190人		190人
技能労務職							
計	62人		18人	37人	190人	227人	534人

(注) 一般行政職等：下記以外の給料表適用者  
 医療職：医療職給料表適用者  
 教育職：教育職給料表適用者  
 警察職：公安職給料表適用者  
 技能労務職：現業職給料表適用者  
 (以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

#### イ 退 職

区 分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	148人	59人	33人	20人	260人
医 療 職	4人	13人	30人	3人	50人
教 育 職	159人	73人	57人	20人	309人
警 察 職	96人	29人	58人	5人	188人
技能労務職	24人	7人		3人	34人
計	431人	181人	178人	51人	841人

#### ウ 再任用

区 分	再任用（常時勤務）		再任用（短時間勤務）	
		更 新		更 新
一般行政職等	3人	2人		
医 療 職				
教 育 職	31人	12人		
警 察 職				
技能労務職	9人	5人		
計	43人	19人		

### (2) 退職者の再就職の状況（平成20年度）

平成19年度に退職した課長級以上（管理職手当受給者）の職員の営利企業等への再就職の状況は、以下の表のとおりです。

## 再就職状況一覧（教育委員会・警察除く）

（平成20年7月1日現在）

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職名	再就職年月日
1	福嶋 太郎	総合政策部理事	H20.3.31	社会福祉法人博愛会特別養護老人ホーム山口あかり園	施設長	H20.4.1
2	檜部 裕人	地域振興部理事	H20.3.31	財団法人山口県施設管理財団	理事長	H20.4.1
3	古川 暁	環境生活部理事	H20.3.31	財団法人山口県環境保全事業団	理事長	H20.5.28
4	和田 卓也	商工労働部長	H20.3.31	株式会社エフエム山口	代表取締役社長	H20.6.24
5	中川 一	農林総合技術センター所長	H20.3.31	財団法人やまぐち農林振興公社	理事長	H20.4.1
6	宮田 博喜	会計管理局長	H20.3.31	山口県市町総合事務局	事務局長	H20.4.1
7	河野 哲男	労働委員会事務局長	H20.3.31	山口県商工会連合会	専務理事	H20.4.1
8	古田 昇	企業局長	H20.3.31	宇部興産株式会社	嘱託社員	H20.4.1
9	大島 收	監査委員事務局長	H20.3.31	財団法人山口県自動車振興センター	専務理事	H20.6.1
10	福田 善規	人事委員会事務局長	H20.3.31	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会	業務担当理事	H20.5.1
11	木村 茂春	地域振興部審議監	H20.3.31	財団法人山口県国際交流協会	専務理事	H20.4.1
12	小林 法子	環境生活部審議監	H20.3.31	財団法人21世紀職業財団山口事務所	所長	H20.4.1
13	大田 和登	環境生活部審議監	H20.3.31	財団法人山口県生活衛生営業指導センター	専務理事・経営指導員	H20.4.1
14	片山 康正	環境生活部審議監	H20.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉協議会	常務理事	H20.4.1
15	香川 正信	産業技術センター所長	H20.3.31	財団法人やまぐち産業振興財団	技術振興部長	H20.4.1
16	山田 博	東部高等産業技術学校長	H20.3.31	山口県土地開発公社	専務理事兼事務局長	H20.4.1
				山口県道路公社	専務理事兼事務局長	H20.4.1
				山口県住宅供給公社	専務理事兼事務局長	H20.4.1
17	桂 達郎	美祢農林事務所長	H20.3.31	復建調査設計株式会社山口支社	副理事	H20.4.1
18	藤岡 正美	下関農林事務所長	H20.3.31	財団法人日本植物調節剤研究協会山口試験地	主任	H20.4.1
19	松本 理	長門農林事務所長	H20.3.31	国立大学法人山口大学	客員教授	H20.4.1
20	中井 文雄	土木建築部次長	H20.3.31	中電技術コンサルタント株式会社山口支社	部長	H20.4.1
21	松原 賢一	土木建築部審議監	H20.3.31	株式会社福山コンサルタント山口事務所	技師長	H20.5.1
22	山本 博志	周南土木建築事務所長	H20.3.31	アジア航測株式会社山口営業所	技術顧問	H20.4.1
23	木村 恒雄	山口土木建築事務所長	H20.3.31	西日本高速道路エンジニアリング中国株式会社山口支店	副支店長	H20.4.1
24	岡辺 芳文	下関土木建築事務所長	H20.3.31	シマダ株式会社	技術部長	H20.4.1
25	岡田 敏行	萩土木建築事務所長	H20.3.31	基礎地盤コンサルタンツ株式会社山口支店	技術部長	H20.4.1
26	福田 剛士	職員厚生課長	H20.3.31	財団法人山口県健康福祉財団	事務局長	H20.4.1
27	塩田 宣昭	管財課調整監	H20.3.31	日本E R I株式会社広島支店	確認検査員	H20.4.1
28	山賀 昭	岩国基地沖合移設対策室次長	H20.3.31	財団法人山口県建設技術センター	技術部長兼工事管理部長	H20.4.1
29	山本 敏信	周南県税事務所徴収監	H20.3.31	財団法人山口県施設管理財団	総務課長	H20.4.1
30	矢次 良彦	宇部県税事務所徴収監	H20.3.31	山口県流通センター株式会社	専務取締役兼業務部長	H20.4.1
31	山根 隆俊	消防学校副校長	H20.3.31	社団法人山口県シルバー人材センター連合会	S P 事業課長	H20.4.1
32	藤田 稔	環境政策課企画監	H20.3.31	社団法人山口県産業廃棄物協会	専務理事	H20.4.1
33	小野村 昌子	消費生活センター所長	H20.3.31	財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	事務局長	H20.4.1
34	藤井 一六	美術館副館長	H20.3.31	社団法人山口県採石協会	事務局長	H20.4.1
35	日高 はるみ	男女共同参画相談センター所長	H20.3.31	地方職員共済組合山口県支部	非常勤嘱託	H20.4.1
36	山見 智盟	動物愛護センター所長	H20.3.31	社団法人山口県食品衛生協会	事務局長	H20.4.1

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職名	再就職年月日
37	落合 教子	健康増進課調整監	H20.3.31	財団法人山口県健康福祉財団山口県健康づくりセンター	次長兼企画情報部長兼情報課長	H20.4.1
38	牛丸 稔	薬務課長	H20.3.31	なの花薬局	薬剤師	H20.4.1
39	満長 憲一	柳井健康福祉センター 保健環境部副部長	H20.3.31	株式会社いずみ		H20.4.1
40	藤田 武男	周南健康福祉センター次長	H20.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉事業団山口県みほり学園	総務課長	H20.4.1
41	三輪 広和	山口健康福祉センター次長	H20.3.31	小野田赤十字病院	事務部長	H20.4.1
42	下松谷 竹晴	宇部健康福祉センター次長	H20.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉協議会 山口県福祉人材・研修センター	主査	H20.4.1
43	原田 新子	長門健康福祉センター 保健福祉企画室長	H20.3.31	社団法人徳山医師会立徳山看護専門学校	教務部長	H20.4.1
44	古谷 長藏	環境保健センター環境科学部長	H20.3.31	株式会社山口測地	技術顧問	H20.4.1
45	小林 利男	県立こころの医療センター 事務局次長	H20.3.31	財団法人山口県母子寡婦福祉連合会 山口県母子福祉センター	局長	H20.4.1
46	平本 信之	下関児童相談所長	H20.3.31	社会福祉法人山口県社会福祉事業団 山口県華南園兼華の浦学園	総務課長	H20.4.1
47	河村 美治	萩児童相談所長	H20.3.31	山口県児童福祉連絡会議	事務局長	H20.4.1
48	中柴 和夫	産業技術センター次長	H20.3.31	社団法人山口県猟友会	事務局長	H20.5.1
49	松田 光朝	漁港漁場整備課長	H20.3.31	三池コンクリート工業株式会社山口事務所	部長	H20.4.1
50	菊元 光	岩国農林事務所森林部長	H20.3.31	社団法人山口県樹苗生産農業協同組合	参事	H20.6.1
				社団法人山口県薪炭同業組合	事務局長	H20.6.1
				社団法人山口県林業用苗木需給安定基金協会		H20.6.1
				社団法人山口県建設業協会宇部支部	専務理事兼事務局長	H20.4.1
51	濱野 増夫	下関水産振興局次長	H20.3.31	財団法人やまぐち農林振興公社	定住就業支援課アドバイザー	H20.4.1
52	木下 速男	防府水産事務所長	H20.3.31	財団法人やまぐち農林振興公社		H20.4.1
53	安部 康人	農林総合技術センター 企画情報室調整監	H20.3.31	財団法人やまぐち農林振興公社	参事	H20.4.1
54	稗圃 克己	農林総合技術センター 農業技術部資源循環研究室長	H20.3.31	特殊法人全国農業協同組合連合会山口県本部	嘱託職員	H20.4.1
55	牛尾 秀樹	水産研究センター次長	H20.3.31	財団法人山口県環境保全事業団	事務局次長	H20.4.1
56	水津 洋志	水産研究センター内海研究部長	H20.3.31	社団法人山口県栽培漁業公社	参事	H20.4.1
57	廣中 教男	防府土木建築事務所長	H20.3.31	三基ブロック株式会社広島営業所	技術部長	H20.4.1
58	青木 幾男	長門土木建築事務所用地監	H20.3.31	山口県住宅供給公社下関支所	県営住宅専任管理人	H20.4.1
59	村中 克彦	宇部港湾管理事務所長	H20.3.31	パシフィックコンサルタンツ株式会社中国支社山口事務所	上席調査役	H20.6.1
60	白石 孝治	菅野ダム管理事務所長	H20.3.31	株式会社三建調査設計	技術参事	H20.4.1
61	大平 米司	佐波川ダム管理事務所長	H20.3.31	栄建設コンサルタント株式会社	常務取締役	H20.4.1
62	木嶋 伸一	東部発電事務所長	H20.3.31	中外工業株式会社山口営業所	非常勤嘱託	H20.4.1
63	河口 英明	周南工業用水道事務所長	H20.3.31	株式会社東建ジオテック山口支店	技術部長	H20.4.1
64	田中 宰夫	厚東川工業用水道事務所長	H20.3.31	三省水工株式会社中国支店	営業部長（山口駐在）	H20.4.1
65	寺田 寛	監査委員事務局企画監	H20.3.31	医療法人英知会	施設長	H20.4.1

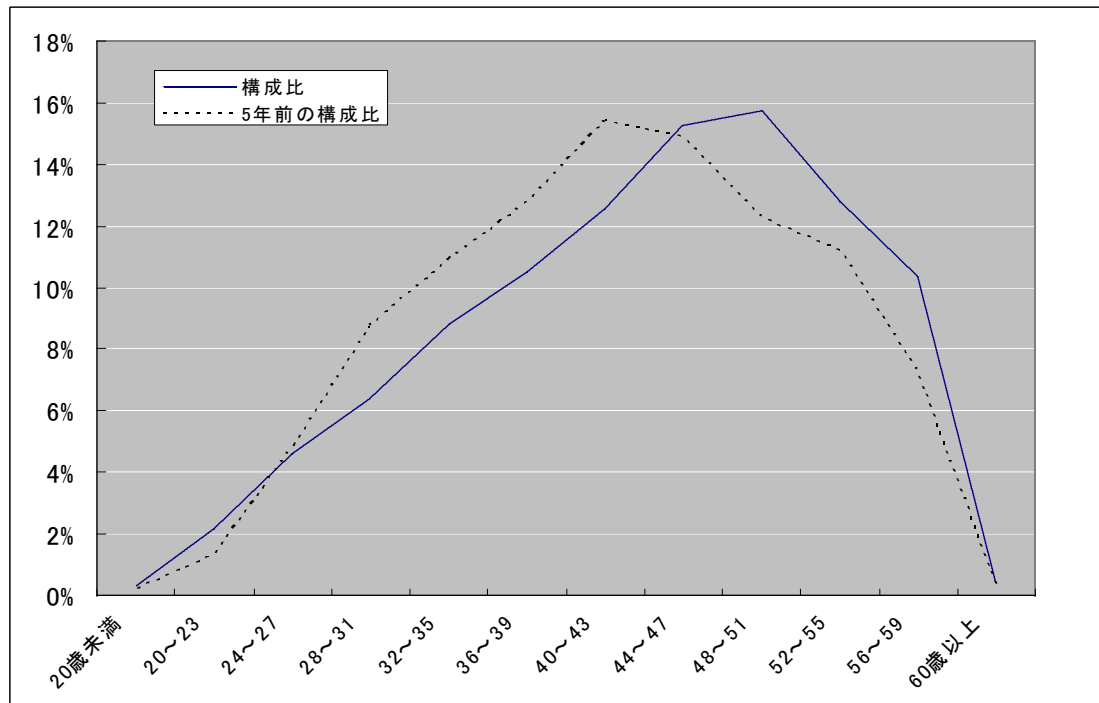
### (3) 職員数の状況

#### ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（各年度4月1日現在）

部 門	平成19年度	平成20年度	増 減	主な増減理由	
一般行政部門	議 会	31人	31人	0人	
	総務企画	652人	690人	38人	総務事務の集中化による増員（区分変更）
	税 務	294人	281人	△13人	外形標準課税への対応の進ちよくによる減員
	民 生	306人	292人	△14人	松光園の廃止による減員
	衛 生	621人	602人	△19人	試験検査業務の集約による減員
	労 働	98人	90人	△8人	県民局労働業務の見直しによる減員
	農林水産	1,170人	1,127人	△43人	農林総合技術センター分場再編による減員
	商 工	193人	187人	△6人	総務事務の集中化による減員（区分変更）
	土 木	1,080人	1,019人	△61人	工務部門・用地部門の見直しによる減員
小 計	4,445人	4,319人	△126人		
特別行政部門	教 育	12,647人	12,509人	△138人	児童数及び生徒数の減少による減員
	警 察	3,524人	3,555人	31人	欠員補充による増員
	小 計	16,171人	16,064人	△107人	
公営企業等会計部門	病 院	667人	664人	△3人	調理業務外部委託による減員
	そ の 他	138人	157人	19人	港湾特別会計の設置に伴う増員（区分変更）
	小 計	805人	821人	16人	
合 計	21,421人 [22,979人]	21,204人 [22,917人]	△217人 [△62人]		

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、休職者、派遣者等を含みます。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計です。

#### イ 年齢別職員構成の状況（平成20年4月1日現在）



区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳
職員数	72人	455人	979人	1,358人	1,873人	2,228人

区分	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	2,664人	3,235人	3,340人	2,712人	2,195人	93人	21,204人

## ウ 定員適正化計画の数値目標及び進ちょく状況

### (ア) 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年4月1日	
21,914人	20,750人	△1,164人(5.3%減)

### (イ) 定員適正化計画の年次別進ちょく状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区分		平成17年 (計画前年)	平成18年 (1年目)	平成19年 (2年目)	平成20年 (3年目)	数値目標
一般行政部門	増員		105人	96人	115人	
	減員		△211人	△188人	△241人	
	差引		(25.3%) △106人	(47.3%) △92人	(77.3%) △126人	△419人
	職員数	4,643人	4,537人	4,445人	4,319人	4,224人

(注) 1 計画期間は、平成17年～平成22年の5年間です。

2 ( %)内の数値は、数値目標に対する進ちょく率を示します。

3 港湾特別会計設置に伴い、平成20年度から、一般行政部門に計上していた職員19名を公営企業等会計部門に計上することとなったため、一般行政職部門及び公営企業等会計部門の目標値を変更しました。(職員総数の数値目標には変更なし。)

(参考)

(各年4月1日現在)

区分		平成17年 (計画前年)	平成18年 (1年目)	平成19年 (2年目)	平成20年 (3年目)	数値目標
特別行政	増員		184人	77人	163人	
	減員		△367人	△213人	△270人	
	差引		(23.6%) △183人	(41.2%) △136人	(55.0%) △107人	△774人
	職員数	16,490人	16,307人	16,171人	16,064人	15,716人
公営企業等会計	増員		25人	16人	28人	
	減員		△14人	△3人	△12人	
	差引		(37.9%) 11人	(82.8%) 13人	(137.9%) 16人	29人
	職員数	781人	792人	805人	821人	810人
計	増員		314人	189人	306人	
	減員		△592人	△404人	△523人	
	差引		(23.9%) △278人	(42.4%) △215人	(61.0%) △217人	△1,164人
	職員数	21,914人	21,636人	21,421人	21,204人	20,750人



## 2 給与等の状況

### (1) 総括

#### ア 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (19年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 18年度の人件費率
19年度	1,465,227 人	685,843,128 千円	2,556,100 千円	202,511,394 千円	29.5 %	28.8 %

#### イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	20,615 人	94,696,507 千円	17,582,373 千円	38,630,590 千円	150,909,470 千円	7,320 千円

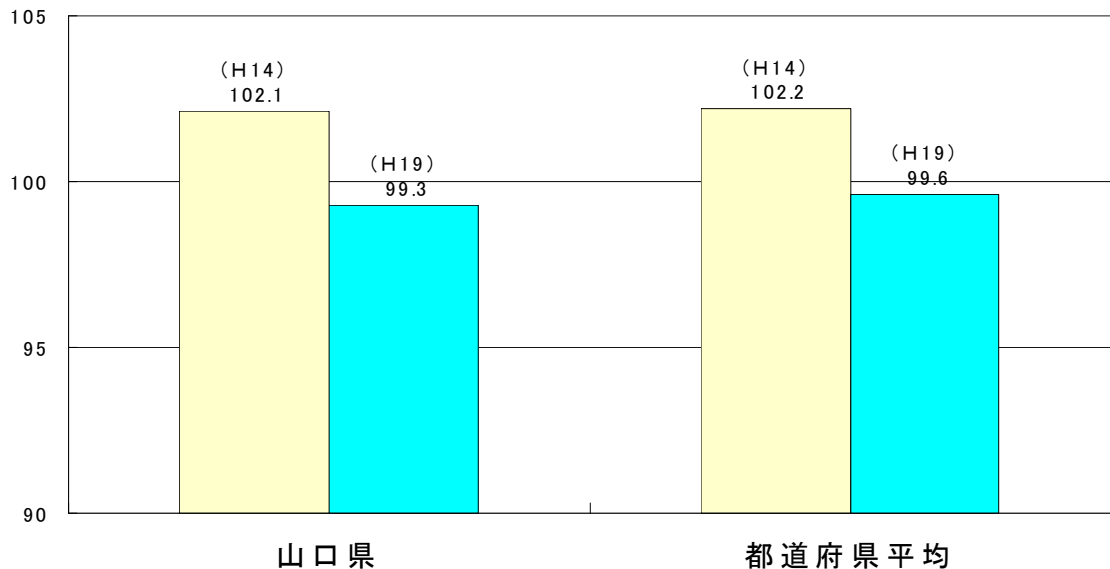
- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。  
2 職員数は、19年4月1日現在の人数です。

#### ウ 給与の減額措置の状況

現在の社会経済情勢等を踏まえ、平成14年4月1日から平成21年3月31日までの間において、知事等特別職の職員等の給与の一部を減額する措置を実施しています。

対 象 者	減額の内容
知事、副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員	給料月額5%
特別管理職員	管理職手当の月額10%

エ ラスパイレス指数の状況（平成19年4月1日現在）



**【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数** 99.2  
 （平成19年4月1日現在）

（注）H19.4.1 現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したものです。  
 ※「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

（注）ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成20年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山口県	43.7歳	350,252円	426,154円	376,695円
国	41.1歳	325,113円	—	387,506円

(イ) 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/R
山口県	48.0歳	337人	336,846円	378,895円	350,361円	—	—	—	—
うち校務技士等	47.8歳	98人	331,248円	356,174円	340,479円	用務員	53.9歳	227.2千円	1.57
うち調理員	50.2歳	40人	334,237円	367,225円	341,000円	調理士	44.3歳	271.5千円	1.35
うち運転士	45.3歳	28人	321,762円	400,803円	348,370円	自動車運転手	47.4歳	269.9千円	1.48
国	48.9歳	4,784人	284,679円	—	320,623円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
山口県	—	—	—
うち校務技士等	5,868,191円	3,284.3千円	1.79
うち調理員	6,110,584円	3,641.2千円	1.68
うち運転士	6,433,495円	3,956.4千円	1.61

(注) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間のデータについては、正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、年齢、業務内容等に違いがあります。

- ※「うち○○○○」とあるのは、本県の技能労務職のうち、主な職種を記載したものです。
- ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16年～18年の3ヶ年平均)
- ※用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載しています。
- ※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	45.0歳	403,649円	463,110円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	45.1歳	401,026円	451,785円

(オ) 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山口県	41.3歳	346,955円	461,707円	374,132円
国	41.7歳	327,391円	—	377,402円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成20年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にて明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

イ 職員の初任給の状況(平成20年4月1日現在)

区 分		山口県	国
一般行政職	大学卒	178,800円	172,200円
	高校卒	144,500円	140,100円
警察職	高校卒	168,400円	158,100円
高等学校教育職	大学卒	199,700円	—
小・中学校教育職	大学卒	199,700円	—
技能労務職	高校卒	141,900円	—

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成20年4月1日現在)

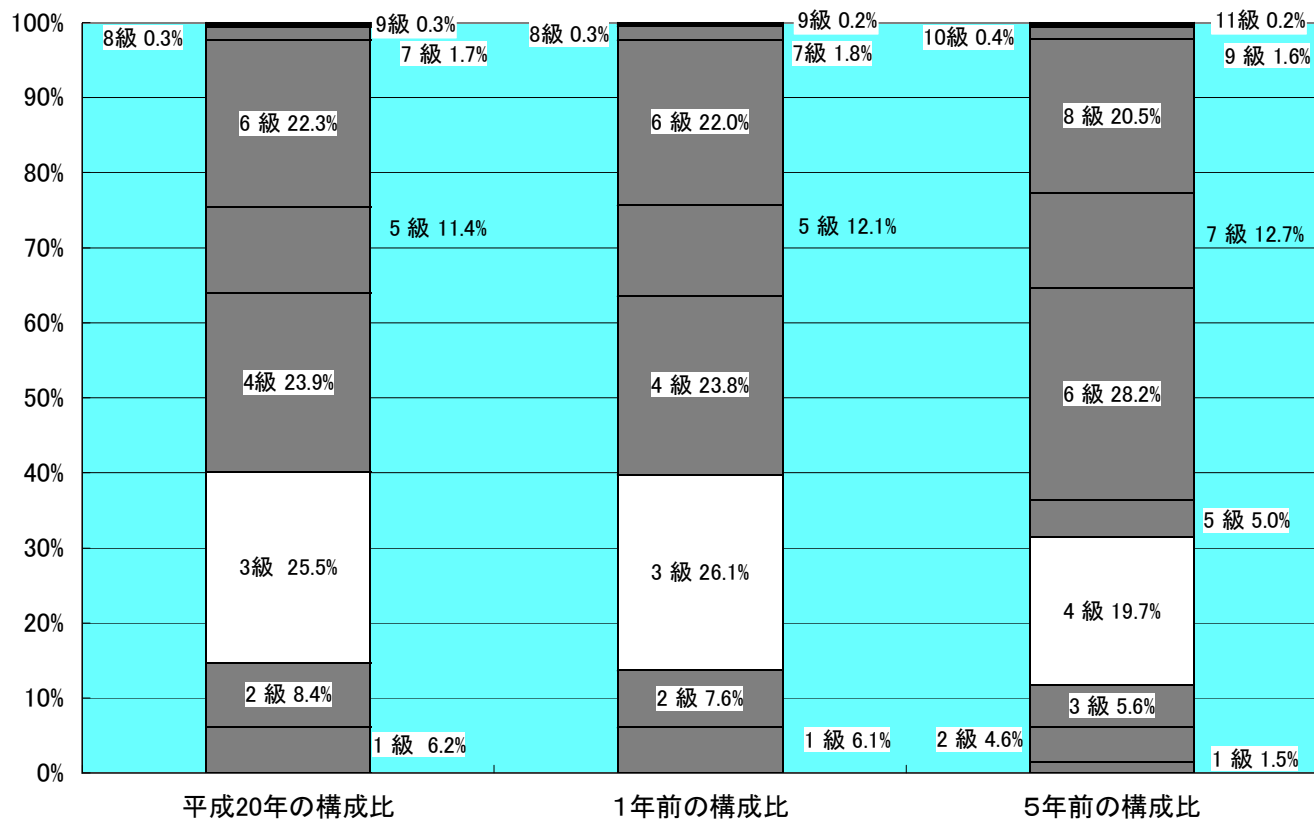
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	266,843円	309,236円	369,654円
	高校卒	221,087円	272,282円	313,607円
警察職	高校卒	253,588円	303,077円	357,215円
高等学校教育職	大学卒	307,222円	356,706円	399,388円
小・中学校教育職	大学卒	309,349円	358,739円	396,561円
技能労務職	高校卒	217,800円	253,153円	291,914円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成20年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	本庁部長	13人	0.3%
8級	困難部次長	13	0.3
7級	本庁部次長	80	1.7
6級	本庁課長	1,049	22.3
5級	相当困難主査	538	11.4
4級	主査	1,122	23.9
3級	主任	1,202	25.5
2級	係員	395	8.4
1級	係員	290	6.2

- (注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成18年に11級制から9級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

## イ 昇給への勤務実績の反映状況

<p>1 勤務実績の評定の実施状況</p> <p>管理職に対しては平成18年度から、その他の職員に対しては平成20年度から、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」を実施しています。</p> <p>2 昇給への勤務実績の反映状況</p> <p>管理職について、能力評価に基づき、4段階の昇給区分を決定しています。</p>
---

## (4) 職員の手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

山口県	国
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,901千円	—
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 15 ～ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 10 ～ 25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

<p>1 勤務実績の評定の実施状況</p> <p>平成18年度から管理職に対し、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を導入しています。</p> <p>また、その他の職員に対しては、「実績評価」の導入に向けた検討を進めています。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況</p> <p>管理職について、実績評価に基づき、5段階の成績率を決定しています。</p>
---

イ 退職手当（平成20年4月1日現在）

山口県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55月分	勤続20年	23.5 月分	30.55月分
勤続25年	33.5 月分	41.34月分	勤続25年	33.5 月分	41.34月分
勤続35年	47.5 月分	59.28月分	勤続35年	47.5 月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		
1人あたり平均支給額			1人あたり平均支給額		
		5,375千円			27,307千円

(注) 退職手当の1人あたり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）			203,881千円
支給対象職員1人あたり平均支給年額（平成19年度決算）			82,811円
支給対象地域（職種）	支給対象人数	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	21人	16%	16%
大阪市	6人	13%	13%
福岡市	0人	9%	9%
つくば市	0人	8%	8%
広島市	7人	7%	7%
岡山市	1人	3%	3%
福津市	1人	3%	3%
周南市	1,747人	0%	3%
上記以外の市町村	19,192人	0%	0%
医師	101人	13%	13%
平均支給率		0.1%	0.3%

(注) 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域（職種）	支給率	国の制度（支給率）
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%
つくば市	12%	12%
福岡市	10%	10%
広島市	10%	10%
岡山市	3%	3%
福津市	3%	3%
周南市	0%	3%
医師	15%	15%

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしています。

エ 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		897,885千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）		111,262円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成19年度）		37.9%	
手当の種類		20種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務	日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、指導、看護等の業務	日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等に関する業務	日額 300円
	(3) こころの医療センターに勤務する職員	(3) 患者に直接接して行う診療、看護等の業務	日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾患に感染した動物の取扱等の業務	(1) 日額 300円
	(2) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(2) 動物の治療、処分、飼育管理	(2) 日額 850円
死体取扱手当	病院に勤務する職員	外部からの死体運搬業務、解剖介助業務、死後の処理業務	1体 620円 (運搬業務 300円)
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	4時間以上 1回 3,300円 2時間～4時間 2,900円 2時間未満 2,000円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査	(1) 日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査	(2) 日額 850円



手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
漁業実習手当	水産高校所属の船舶に乗船する職員等	漁業実習作業	日額 700～2,900円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業	日額 300円
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務	巡回監視 日額 480円 応急作業 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業	日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部防災危機管理課に勤務する職員 (2) 保健所等に勤務する職員 (3) 総合医療センターに勤務する医師等 (4) 健康福祉部薬務課に勤務する職員 (5) 農林総合技術センター等に勤務する職員 (6) 水産事務所等に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務 (2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査 (3) エックス線その他の放射線を照射する作業又はこれを補助する作業 (4) 司法警察員の業務及びけん銃訓練 (5) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業 (6) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業	(1) 日額 300円 (2) 日額 300円 (3) 日額 300円 (4) 日額 1,500円 (5) 1時間 100～120円 (6) 日額 300円 (常時乗り組む職員 500円)
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務	日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業	1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教育特殊業務手当	教育職給料表(一)または(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務 (2) 修学旅行等引率指導業務 (3) 対外運動競技等への引率指導業務 (4) 部活動指導業務 (5) 入学試験監督業務	(1) 日額 3,000～3,200円 (2) 日額 1,700円 (3) 日額 1,700円 (4) 日額 1,200円 (5) 日額 900円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導	日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時	授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導	学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言	日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等	日額 240～4,600円等

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	3,545,350千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	167千円
支給実績（平成18年度決算）	3,757,203千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	175千円

#### カ その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 〔職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～137,000円〕	異	<手当額> 46,300～137,700円	千円 1,366,586	円 719,635
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3) 職員に配偶者が不在の場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 2,821,368	円 247,510

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)
住居手当	<p>&lt;職員が自ら居住する借家&gt;</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p>&lt;自宅&gt; 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで: 3,000円)</p> <p>&lt;配偶者等が居住する借家&gt; 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額</p>	異	<自宅> 新築・購入から5年まで: 2,500円 5年以上: 0円	千円 1,424,960	円 120,790
通勤手当	<p>&lt;交通機関利用&gt;</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額</p> <p>&lt;自動車等使用&gt; 通勤距離に応じ2,000~50,000円</p>	異	<p>&lt;交通機関利用&gt; 運賃負担額に応じ支給。最高支給限度額月額55,000円</p> <p>&lt;自動車等使用&gt; 使用距離に応じ2,000~24,500円</p>	千円 3,125,577	円 170,881
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>〔基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算〕</p>	同		千円 290,858	円 292,320
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給</p> <p>(勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)</p>	同		千円 755,287	円 586,859
宿日直手当	<p>宿日直勤務をした職員に対し支給</p> <p>(勤務の内容、時間に応じ4,200~20,000円)</p>	同		千円 696,803	円 315,724
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給</p> <p>〔勤務1回につき4,000~12,000円 (6時間超勤務: 100分の150を乗じた額)〕</p>	同		千円 34,917	円 169,500

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成19年度決算)
初任給調整手当	医師又は歯科医師たる職員で採用困難なものに対し支給 〔採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じた額 (最高支給額：月額306,900円)〕	同		千円 2,965,834 (初任給調整手当、特地勤務手当、夜間勤務手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当の合計)	
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4～16%を支給)	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の25%)	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 (給料月額6%)				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4～16%)				
義務教育等教員特別手当	小・中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 (級号給に応じ5,000～20,200円)				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 (給料月額5%)				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 (給料月額10%(管理職手当受給者は8%))				

(5) 特別職の報酬等の状況（平成20年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,225,500円	( 1,290,000円 )	
	副知事	969,000円	( 1,020,000円 )	
報 酬	議 長	980,000円		
	副議長	880,000円		
	議 員	840,000円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(平成19年度支給割合) 3.35月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成19年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式) 給料月額 × 在職月数 × 0.50	(1期の手当額) 30,960,000円	(支給時期) 任期毎
	副知事	給料月額 × 在職月数 × 0.40	19,584,000円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況（決算）

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 6,429,765	千円 2,940,777	千円 772,506	% 12.0	% 12.2

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 83	千円 349,774	千円 107,107	千円 148,786	千円 605,667	千円 7,297

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、19年4月1日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成20年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	42.8歳	356,983円	458,715円 (608,099円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。  
 2 平均月収額とは、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を含むものであり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含むものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（工業用水道事業）	山口県
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,793千円	1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,901千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成20年4月1日現在）

山口県（工業用水道事業）	山口県
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
1人当たり平均支給額 24,401千円	1人当たり平均支給額 5,375千円 27,307千円

(注) 山口県（工業用水道事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成20年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		1,365千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）		27,302円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成19年度）		60.2%	
手当の種類		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	27,415千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	330千円
支給実績（平成18年度決算）	30,671千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	374千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（局長、本局課長、事業所長等）に対し支給 〔 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～137,000円 〕	同		千円 8,051	円 805,114
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 16,839	円 267,286

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成19年度決算)
住居手当	<p>&lt;職員が自ら居住する借家&gt;</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p>&lt;自宅&gt; 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで:3,000円)</p> <p>&lt;配偶者等が居住する借家&gt; 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額</p>	同		千円 7,068	円 110,444
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		千円 —	円 —
通勤手当	<p>&lt;交通機関利用&gt;</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額</p> <p>&lt;自動車等使用&gt; 通勤距離に応じて2,000~50,000円</p>	同		千円 23,450	円 344,852
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>〔基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算〕</p>	同		千円 —	円 —
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4~16%)	同		千円 —	円 —
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の25%)	同		千円 —	円 —



手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成19年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)	同		千円 —	円 —
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 (勤務の内容、時間に応じ4,200~20,000円)	同		千円 22,918	円 545,657
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 (勤務1回につき4,000~12,000円 (6時間超勤務:150/100を乗じた額))	同		千円 —	円 —

## イ 電気事業

### (ア) 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
19年度	千円 1,404,188	千円 5,214	千円 431,790	% 30.8	% 32.4

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
19年度	人 46	千円 192,357	千円 56,576	千円 81,654	千円 330,587	千円 7,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。  
2 職員数は、19年4月1日現在の人数です。

### (イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成20年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	43.8歳	366,772円	450,965円 (598,889円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。  
2 平均月収額には、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を含むものであり、( )内の金額は、期末・勤勉手当を含むものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）	山口県
1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,775千円	1人当たり平均支給額（平成19年度） 1,901千円
(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.5 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 15 ～ 25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5 ～ 20% ・管理職加算 15 ～ 25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成20年4月1日現在）

山口県（電気事業）	山口県
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5 月分 勤続25年 33.5 月分 勤続35年 47.5 月分 最高限度額 59.28月分 勧奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算)
1人当たり平均支給額 9,149千円 26,864千円	1人当たり平均支給額 5,375千円 27,307千円

(注) 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成20年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成20年4月1日現在）

支給実績（平成19年度決算）		879千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）		35,174円	
職員全体に占める手当支給対象職員の割合（平成19年度）		54.3%	
手当の種類		3種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円
危険業務手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業 活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績（平成19年度決算）	13,120千円
職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）	285千円
支給実績（平成18年度決算）	16,963千円
職員1人当たり平均支給年額（平成18年度決算）	339千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当（平成20年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成19年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成19年度決算）
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（局長、本局課長、事業所長等）に対し支給 〔 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～137,000円 〕	同		千円 6,794	円 849,298
扶養手当	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族 6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人 11,000円	同		千円 7,112	円 229,419

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成19年度決算)
住居手当	<p>&lt;職員が自ら居住する借家&gt;</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円)</p> <p>&lt;自宅&gt; 月額2,000円 (新築・購入の日から5年まで: 3,000円)</p> <p>&lt;配偶者等が居住する借家&gt; 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額</p>	同		千円 2,393	円 74,781
通勤手当	<p>&lt;交通機関利用&gt;</p> <p>(1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの)</p> <p>(2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額</p> <p>&lt;自動車等使用&gt; 通勤距離に応じて2,000~50,000円</p>	同		千円 13,563	円 356,927
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		千円 —	円 —
単身赴任手当	<p>異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対し支給</p> <p>〔基礎額23,000円に、職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算〕</p>	同		千円 —	円 —
特地勤務手当	離島その他生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 (級地に応じ給料等の4~16%)	同		千円 —	円 —
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 (勤務1時間当たりの給与額の35%増の額)	同		千円 —	円 —

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成19年度決算)	支給職員1人 当たり平均 支給年額 (平成19年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 (勤務1時間につき給与額の25%)	同		千円 —	円 —
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 (勤務の内容、時間に応じ4,200~20,000円)	同		千円 12,668	円 575,836
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 勤務1回につき4,000~12,000円 (6時間超勤務:150/100を乗じた額)	同		千円 46	円 23,000

### 3 勤務時間その他の勤務条件

#### (1) 一般職員の勤務時間

平成20年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
40時間	8:30	17:15	12:15～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

#### (2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は翌年に繰り越すことができます。

平成19年 平均使用日数	10.8日
--------------	-------

(注) 小中学校教職員を除く。

#### (3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区 分		付 与 日 数
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
	証人等としての裁判所等への出頭	
	骨髄移植のための骨髄液提供	
	ボランティア活動	年5日以内
	職員の結婚	7日以内
	職員の分べん	産前8週から産後8週
	育児（生後1年6月に達しない子）	1日2回、各45分以内
	職員の妻の出産	3日以内
	男性職員の育児参加	5日以内
	子（中学校就学前）の看護	年5日以内
	忌引	10日以内
	父母、配偶者、子の祭日	1日
	災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
	災害による交通遮断等	必要と認められる期間
	生理日	月3日以内
	妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
妊婦の通勤緩和	1日1時間以内	
妊娠障害	14日以内	
病気休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最低限の期間	

#### (4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6月の範囲内で取得することが可能です。  
平成19年の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区 分	取 得 者 数
男性職員	2人
女性職員	28人
計	30人

#### (5) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。  
平成19年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	5人	
女性職員	211人	6人
	291人	3人
計	216人	6人
	291人	3人

(注) 上段は平成19年度に新たに育児休業（部分休業）を取得した者、下段は育児休業（部分休業）の期間が平成18年度から19年度にかけて引き続いている者の数です。

## 4 分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

平成19年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分手由	処分の種類				合計
	降任	免職	休職	降給	
勤務実績が良くない場合					
心身の故障の場合			261人		261人
職に必要な適格性を欠く場合					
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					
刑事事件に関し起訴された場合					
条例で定める事由による場合			1人		1人
合計			262人		262人

### (2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

平成19年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分手由	処分の種類				合計
	戒告	減給	停職	免職	
法令に違反した場合	3人	2人	1人	3人	9人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		2人	1人	2人	5人
合計	3人	4人	2人	5人	14人



## 5 サービスの状況

### (1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合
イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合
エ 人事委員会が定める場合
(ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合
(イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合
(ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをする場合
(エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合
(カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
(ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
(ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合
(コ) 職務上必要な試験を受験する場合
(サ) 人事委員会が特に認めた場合

### (2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合
ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

#### ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

平成19年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	回数	人数
一般行政職員	クラス研修 新規採用職員、主事級、主任主事級、主任級、主査級、グループリーダー等	22回	1,292人
	マイセルフ研修 政策形成、危機管理実務、情報公開、経営分析、地方公務員法、民法、経済等	23回	1,138人
	サポート研修 通信教育、放送大学、新規採用職員指導者、人材育成指導者、地域接遇等	18回	782人
	派遣研修 中央省庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等		25人
	合 計		3,237人

(注)その他、部局の業務の遂行に必要な知識技能を修得させるための部局研修を実施しました。

#### イ 教職員

児童生徒一人ひとりの個性や特性を最大限に伸長するとともに、豊かな人間性や社会性を育てるためには、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力を高め、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であることから、多様な教育課程を踏まえ、研修内容や研修形態の充実・改善を図りながら、教職員のライフステージに応じた計画的、体系的な研修を実施しています。

平成19年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	日数等	人数
教職員	基本研修 初任者・新採・新任、経験者、管理職、特別支援教育	256日	5,780人
	希望研修 経験者、管理職、教科、教育相談、情報教育、特別支援教育、社会教育等	206日	2,933人
	支援研修 サテライト、スキルアップ	283回	7,511人
	派遣研修 大学院、日本人学校、民間企業等		142人
	合 計		16,366人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数。

## ウ 警察職員

警察職員が、警察法の本質にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗かつ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。

平成19年度には、次のとおり研修を実施しました。

対象者	研修名	期数	人数
警察職員	採用時教養 初任科、初任総合科、一般職員初任科	8期	321人
	昇任時教養 巡査部長任用科	2期	42人
	専科等教養 部門別任用科、専科、長期末入校者研修	42期	712人
	合計	52期	1,075人

## (2) 勤務成績の評定の状況

### ア 知事部局等

職員の能力、実績、勤務態度等を各所属長等が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用しています。

また、職員の意欲、士気の高揚や能力向上を図るため、国の公務員制度改革の動向も踏まえながら新たな人事評価制度の整備を進めており、平成18年度には管理職に対し、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」と、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を導入し、平成20年度からは、その他の職員に対しても「能力評価」を導入したところです。

### イ 教育委員会

平成18年度から全ての教職員を対象として、教職員一人ひとりが行う「目標管理」と、校長等の評価者による「業績評価」から構成される「教職員評価」を試行実施し、平成19年度からは、この「教職員評価」をもって勤務成績の評定としています。

当該教職員評価制度は、教職員の資質能力や意欲の向上と活力ある学校づくりを目的に行っており、今後は、これまでの取組を踏まえ、評価結果の開示や苦情への対応システムを構築するなど、より公正で信頼性の高い評価制度となるよう改善を図っていくこととしています。

教育庁各課長等の管理職については、知事部局と同様に「能力評価」と「実績評価」を行い、その他の職員に対しては、「能力評価」の試行を行い、公正で納得性の高い評価制度の整備に向け、さらに取組を進めていくこととしています。

### ウ 警察本部

職員の実績、能力、勤務態度等を各所属長が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用しています。

評定及び調整は、仕事の成果・実績、能力・適性、仕事に取り組む態度等に応じて、A、B、C1、C2、D、Eの6段階で行っています。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 保健の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、山口県職員健康管理規程（昭和50年山口県訓令第2号）等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

（注）小中学校教職員を除く。

#### ア 労働安全衛生管理

平成19年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区 分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	8所属	18所属
教育委員会	—	50所属
警察本部	—	18所属

#### イ 健康管理

平成19年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区 分		知事部局等	教育委員会	警察本部	備 考
定期健康診断 (法定)	対 象 者	4,529人	4,826人	3,471人	胸部エックス線撮影、 血液検査ほか
	受 診 者	4,514人	4,325人	3,470人	
ガ ン 検 診 (任意)	胃 ガ ン	2,473人	3,168人	2,181人	老人保健事業対象
	大腸ガン	1,084人	1,854人	2,313人	
	子宮ガン	257人	284人	205人	
	乳 ガ ン	108人	287人	171人	

#### ウ 作業環境管理

平成19年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結 果	検査内容
21	50	全て適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん

（注）知事部局のみ。

### (2) 福利厚生 of 状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

（注）教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

#### ア 元気回復事業

区 分	事 業 名	実施機関	概 要
知事部局等	元気回復事業等への助成 職員球技大会 本庁各課対抗バレーボール	共済組合 県・共済 〃	各部局、各地域単位で行う事業へ助成 ソフトボールなど6種目 本庁各課による対抗戦
教育委員会	元気回復事業等への助成	県・共済	各所属、各地域単位で行う事業へ助成
警察本部	元気回復事業等への助成	共済組合	各所属単位で行う事業へ助成

イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区 分	項 目	金 額	概 要
知事部局等	共済組合への負担金 〃 への補助金 職員互助会への補助金	6,959,235千円 3,875千円 6,387千円	短期、長期経理に係る法定負担金 健康保持・疾病予防事業等の奨励 健康管理事業等の奨励
教育委員会	共済組合への負担金 〃 への補助金 職員互助会への補助金	19,366,281千円 1,413千円 65,608千円	短期、長期経理に係る法定負担金 福利厚生事業の奨励 福利厚生事業等の奨励
警 察 本 部	共済組合への負担金 職員互助会への補助金	4,394,585千円 7,523千円	短期、長期経理に係る法定負担金 福利厚生事業の奨励

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、公務災害（公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等）、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

平成19年度認定件数は、次のとおりです。

	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	47件	7件	54件
教育委員会	130件	3件	133件
警 察 本 部	84件	0件	84件

(注) 小中学校教職員を含みます。

## Ⅱ 山口県人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況

#### (1) 職員の競争試験の状況（平成19年度）

試験区分	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率 (A/B)	
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B		
上 級	行 政	534	403	55	47	28	14.4	
	警察事務	70	60	16	15	7	8.6	
	社会福祉	62	50	8	8	3	16.7	
	土 木	64	54	25	24	11	4.9	
	建 築	13	13	5	5	2	6.5	
	農 業	11	9	4	3	1	9.0	
	農業土木	4	3	2	2	1	3.0	
	獣 医 師	5	5	4	4	4	1.3	
	水 産	22	19	5	5	2	9.5	
	電 気	10	6	5	5	2	3.0	
	化 学	21	14	5	5	2	7.0	
	衛生薬学	7	6	5	5	2	3.0	
	衛生監視	11	10	6	5	3	3.3	
	薬 剤 師	8	8	4	4	1	8.0	
	研究員（機械）	7	5	3	3	1	5.0	
	計	849	665	152	140	70	9.5	
中 級	小・中学校栄養士	40	38	5	4	2	19.0	
	計	40	38	5	4	2	19.0	
初 級	事 務	89	77	11	7	4	19.3	
	警察事務	53	42	10	9	6	7.0	
	土 木	8	7	4	4	3	2.3	
	小・中学校事務	58	48	14	14	5	9.6	
	計	208	174	39	34	18	9.7	
保 健 師	保 健 師	34	21	6	5	2	10.5	
助 産 師	助 産 師	11	10	8	6	6	1.7	
診療放射線技師	診療放射線技師	10	7	4	3	1	7.0	
臨床放射線技師	臨床放射線技師	27	25	4	4	1	25.0	
理学療法士	理学療法士	8	6	4	4	1	6.0	
看 護 師	看 護 師	43	28	24	21	20	1.4	
計	計	133	97	50	43	31	3.1	
警 察 官	男性 (A)	一般	567	452	350	293	173	2.6
		武道指導	2	2	2	2	1	2.0
	男性 (B)	343	265	221	206	91	2.9	
	女性 (A)	121	83	36	21	12	6.9	
	女性 (B)	73	51	15	14	9	5.7	
計	計	1,106	853	624	536	286	3.0	
合 計	合 計	2,336	1,827	870	757	407	4.5	

## (2) 選考の状況 (平成19年度)

## ア 採用選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				0
	8				0
	7				0
	6	7	3	1	11
	5		5		5
	4	2	2		4
	3	18	2		20
	2	4			4
1	6	2	2	10	
公安職	9				0
	8			2	2
	7			3	3
	6			5	5
	5			1	1
	4			2	2
	3			4	4
	2			1	1
1				0	
海事職	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
研究職	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1			2	2
医療職(一)	4				0
	3	6			6
	2	4			4
	1	10			10
医療職(二)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
1				0	
医療職(三)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2	7			7
	1				0
教育職(一)	4				0
	3				0
	2	2			2
	1				0
教育職(二)	4				0
	3		1		1
	2		3		3
	1				0
計		66	18	23	107

イ 昇任選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9	4	1		5
	8	11			11
	7	24	3		27
	6	129	22	7	158
	5	108	19	6	133
	4	165	30	10	205
	3	159	54	38	251
	2				0
	1				0
公安職	9			2	2
	8			5	5
	7			16	16
	6			16	16
	5			38	38
	4			70	70
	3			32	32
	2				0
	1				0
海事職	6		1		1
	5		1		1
	4	1	1		2
	3		1		1
	2				0
	1				0
研究職	5	3		1	4
	4	7	1	1	9
	3	8			8
	2	11	1		12
	1				0
医療職(一)	4	1			1
	3	3			3
	2	1			1
	1				0
医療職(二)	7				0
	6	1			1
	5	2	5		7
	4	1	5		6
	3	4	3		7
	2				0
	1				0
医療職(三)	7	1			1
	6				0
	5	3			3
	4	8			8
	3	14			14
	2				0
		1			
教育職(一)	4		2		2
	3		4		4
	2		3		3
	1				0
教育職(二)	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
計		669	157	242	1068



## 2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、平成19年10月10日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び給与改定の勧告を行いました。

平成19年人事委員会勧告等の概要は、次のとおりです。

### 第1 給与についての報告及び勧告

#### 1 公民給与の比較

##### (1) 月例給

本年4月時点における民間給与と職員（行政職）給与との較差は次のとおりとなっている。

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A) - (B)
384,801円	382,370円	2,431円 (0.64%)

##### (2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給額は、その月の平均所定内給与月額 $\times$ 4.50月分に相当している。（職員の場合、現行の年間支給割合は、4.45月分である。）

#### 2 人事院の報告及び勧告の内容

人事院は、本年8月、民間給与が国家公務員給与を1,352円（0.35%）上回っていること、民間事業所で支払われた特別給は所定内給与月額 $\times$ 4.51月分に相当し、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数（4.45月）を上回っていることから、俸給、扶養手当及び地域手当を4月に遡及して引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を0.05月分引き上げることとした。

また、平成18年4月から、給与構造改革の一環として、適正な給与水準の確保を図りながら、給与の地域間配分の適正化を進めており、昨年と同様に、平成20年4月から地域手当の支給割合の引上げ改定を行うこととした。

#### 3 改定の内容

##### (1) 本年の給与改定

公民較差、民間の特別給の支給割合、人事院勧告の内容等を勘案し、次のとおり所要の措置を講ずる。

##### ア 給料表

国家公務員の俸給表に関する人事院勧告の内容に準じ、また、教育職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮し、引上げ改定する。

##### イ 扶養手当

扶養親族である子等に係る支給月額（職員に扶養親族でない配偶者がある場合又は職員に配偶者がいない場合の1人に係る支給月額を除く。）を500円引き上げる。（現行6,000円→改定後6,500円）

ウ 地域手当

東京都特別区、つくば市及び広島市の支給割合を0.5%引き上げる。

エ 期末手当及び勤勉手当

次のとおり、年間の支給割合が4.50月分となるよう、6月期及び12月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.025月分引き上げる。

手当の別 支給期	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	1.4月分 (1.2)	0.725→0.75月分 (0.925→0.95)	2.125→2.15月分 (2.125→2.15)
12月期	1.6 (1.4)	0.725→0.75 (0.925→0.95)	2.325→2.35 (2.325→2.35)
合計	3.0 (2.6)	1.45→1.5 (1.85→1.9)	4.45→4.5 (4.45→4.5)

備考 ( ) 内は特別管理職員

(2) 給与構造の見直しに伴う給与改定

平成20年度においては、地域手当の支給割合を次表のとおりとする。

支給地域等		支給割合
1級地 (18%)	東京都特別区	16%
2級地 (15%)	大阪市	13%
3級地 (12%)	つくば市	8%
4級地 (10%)	福岡市	9%
	広島市	7%
6級地 (3%)	岡山市	3%
1級地及び2級地以外の地域に勤務する医師等 (15%)		13%

なお、給与構造の見直しが、職員の給与水準に与える影響度合いについて、調査・分析した結果、職員給与水準の低下が公民較差に大きく影響しており、来年以降においても、更に較差が拡大する見通しであることが明らかとなったことから、職員給与と民間給与の均衡を図るための措置が必要であると認め、来年の公民較差の結果に応じて、所要の措置を講ずるものとする。

(3) 改定の実施時期

(1)については、平成19年4月1日から、(2)については、平成20年4月1日から実施する。

#### 4 給与についてのその他の課題

##### (1) 通勤手当

他の都道府県の支給状況等を勘案し、引き続き検討を行う必要がある。

##### (2) 教育職員の給与

国において、教育職員に係る給与制度についての検討が行われていることから、この状況を注視し、必要に応じて所要の措置を講ずる必要がある。

## 第2 勤務環境の整備についての報告

### 1 総実勤務時間の短縮

時間外勤務の縮減については、それぞれの職場の実情に即した、より実効性のある時間外勤務の縮減に向けた取組を進めていく必要がある。

時間外勤務にあたっては、必要性や緊急性等を十分に確認し、長時間にわたる過重な勤務が行われることがないように、計画的な事務の進行管理に努めることが重要である。特に、時間外勤務が恒常的に行われている職場については、その要因の把握に努め、必要な改善措置を講じていく必要がある。

また、年次有給休暇についても、引き続き取得しやすい環境を整備していくとともに、計画的・連続的な取得の促進に努めていく必要がある。

勤務時間の見直しについては、国及び他の都道府県の動向等に留意し、調査・検討を進める必要がある。

### 2 職員の健康管理対策

職員が、心身ともに健康な状態で職務に従事することは、職員本人や家族にとってだけでなく、公務能率の向上の観点からも重要であり、引き続き、心身両面からの健康管理対策を推進していく必要がある。

とりわけ、メンタルヘルス対策については、心の健康の保持増進から、早期対応、円滑な職場復帰、再発の防止に至るまで、総合的な対策を推進していく必要がある。

特に、管理職員は、職員のストレス状況の把握に努め、職場におけるストレス要因の軽減、除去等に取り組むことが重要である。

### 3 職業生活と家庭生活の両立支援

職業生活と家庭生活の両立を図るため、育児や介護等を行う職員の働きやすい勤務環境の整備に引き続き取り組む必要がある。育児については、職員が性別にかかわらず、働きながら安心して子育てができるよう、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に掲げた目標の達成に向けた取組を、着実に進めることが重要である。

また、育児のための短時間勤務制度を円滑に導入する必要がある。

### 4 職員の苦情相談の処理

職員からの苦情を適切に処理することは、職員の利益保護のみならず公務の効率的運営の観点からも重要であることから、人事委員会と各任命権者とが十分に連携、協力を図りながら、職員の苦情の処理に取り組むことが必要である。

### 第3 人事行政の運営についての報告

公務や公務員を取り巻く環境が大きく変化する中で、職員の士気を高め、行政目的の実現や行政運営の効率化を図っていくためには、人事行政の運営全般にわたり、人材育成や、職員の能力の十分な活用に留意した総合的な取組を行うことが重要である。

#### 1 新たな人事評価制度

国家公務員については、本年7月の国家公務員法の改正により、公布の日から2年以内に新たな人事評価制度を整備することとなり、地方公務員についても、同内容の地方公務員法の改正案が国会に上程されている。

国では、これまで数次にわたる人事評価の試行を実施しており、引き続き、人事評価制度の整備に向けた取組を進めていくこととしている。

こうした中、本県においても、人事評価の実施や試行など、任命権者において新たな人事評価制度を整備する取組が進められている。

今後とも、公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまで実施してきた人事評価やその試行の結果を十分検証するとともに、評価者に対する研修や苦情に対処する仕組みについての検討なども含め、さらに取組を進める必要がある。

取組の推進に当たっては、理解と納得が得られるよう職員側との対話が重要である。

#### 2 人材の確保・育成

新たな政策課題や複雑・多様化する県民ニーズに的確に対応するためには、職員採用の在り方についての見直しや任期付職員制度の活用などにより、多様で有為な人材を確保する必要がある。

また、近年、職員採用試験の応募者が減少する傾向が続いていることから、より多くの応募者を確保するための取組を、なお一層充実させていく必要がある。

次に、職員の育成に当たっては、専門的能力等の開発はもとより職員の士気の高揚も重要な視点として、人材の計画的な育成に取り組んでいくことが必要である。

なお、女性職員について、県政の多様な分野においてその能力を発揮できるよう、引き続き職域の拡大や登用を推進する必要がある。

また、職員の自発的な大学等への修学又は国際貢献活動を可能とする自己啓発等休業制度を円滑に導入する必要がある。

#### 3 今後の任用の在り方

本委員会は、昨年報告において、近年中に職員の大量退職期を迎えることが見込まれることから、職員構成の急速な変化等に対応できるよう、職制などを含めた任用の在り方について検討を進める必要がある旨言及した。

また、人事院は本年の報告において、高齢期の職員の雇用確保策について総合的な検討を行う必要があるとしている。

本県においても、職員の大量退職の状況を踏まえるとともに、高齢期の職員の雇用確保策についての国の動向等も注視しつつ、今後の任用の在り方について、さらに検討を進める必要がある。

#### 4 公務員倫理

公務員の倫理観の確立が強く求められていることから、職員研修や職場における指導等を通じた継続的な取組を一層進めていく必要がある。

職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者であることを自覚し、綱紀の保持に努めるとともに、公務員としての誇りと志を持って職務に精励し、行政に対する県民の期待と信頼にこたえていくことが必要である。

[参考]

1 給料表別改定額（率）

平成19年4月1日現在

給料表	職員数	平均年齢	平均経験年数	改定前の平均給与月額	改定後の平均給与月額	改定額	改定率	備考
	人	歳	年	円	円	円	%	
行政職	5,419	43.4	21.6	379,436	380,037	601	0.16	事務・技術職員
公安職	3,047	42.1	20.6	385,016	385,964	948	0.25	警察官
海事職	67	42.6	21.1	405,207	406,173	966	0.24	船員
研究職	268	43.1	19.1	405,063	405,736	673	0.17	研究員
医療職(一)	94	44.3	17.4	756,504	757,400	896	0.12	医師
医療職(二)	223	41.8	19.6	352,016	352,505	489	0.14	薬剤師等
医療職(三)	424	39.1	17.3	334,557	335,356	799	0.24	看護師
教育職(一)	3,392	44.3	21.4	427,959	428,510	551	0.13	高等学校等教員
教育職(二)	7,773	44.6	21.7	425,660	426,101	441	0.10	小・中学校教員
全給料表	20,707	43.7	21.3	406,470	407,058	588	0.14	

(注) 1 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当（加算額を除く。）、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）及びびへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の総額を職員数で除したものである。

2 改定率は、平成19年4月1日現在の平均給与月額（改定前の平均給与月額）に対する割合である。

2 行政職改定額（601円）の内訳

給料262円、扶養手当331円、地域手当7円、はね返し1円

### 3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の1つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

平成19年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。

### 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不利益処分に関する不服申立ては、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から不服申立てがあった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済方法です。

平成19年度においては、新規事案、継続事案ともにありません。